四万十町教育長告示　１号

四万十町教育委員会補助金交付要綱を次のように定める。

平成１８年　８月　８日

四万十町教育長　水間　淳一

四万十町教育委員会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、四万十町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、四万十町教育委員会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

（補助目的）

第２条　教育行政の基本理念である「たくましく人間性豊かな人づくり」を目的に、個人及び団体等が実施する学校教育振興事業並びに生涯学習事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

（補助対象事業等）

第３条　補助金交付の対象事業、補助額は別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする団体等（以下「申請者」という。）は教育委員会補助金交付申請書（様式第１号）を教育委員会が定めた期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　教育委員会は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

２　教育委員会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定した内容及びこれに付した条件を記載した補助金の交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第６条　教育委員会は、補助金の交付の決定をした後、事情の変更により特別に必要が生じたときは、その決定の全部又は一部を取り消し、又は決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した部分については、この限りでない。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止等の承認を受けたときは、補助事業の成果を教育委員会補助事業実績報告書（様式第３号）に取りまとめ、決算書及び教育委員会が定める書類を添えて、教育委員会に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

２　前項の規定による報告は、補助事業の完了の日又は会計年度が終了した日から２か月以内で教育委員会の定めた日までに行うものとする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この期日を繰り下げることがある。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行日の前日までに、四万十町生涯学習事業費補助金交付要綱（平成18年四万十町教育長告示15号）の規程によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規程によりなされたものとみなす。

別表（第３条関係）

（１）学校教育振興

分類	対象事業	補助額
個　人	①　教育研修等参加支援事業	予算の範囲内において四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。
団　体	②　学校地域連携振興事業 ③　学校体育・文化振興事業 ④　教育研究振興事業 ⑤　へき地複式研究振興事業 ⑥　特殊学級研究振興事業 ⑦　学校管理職研究振興事業	
その他	⑧　教育委員会が特に必要と認めたもの	

（２）生涯学習活動

対象者	対象事業	補助額
個　人	①　人材育成事業 ②　スポーツ大会等参加支援事業	予算の範囲内において四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。
団　体	③　町文化協会事業 ④　町連合婦人会事業 ⑤　町体育協会事業 ⑥　町連合青年団事業 ⑦　町子ども会事業 ⑧　町人権教育研究協議会事業 ⑨　町スポーツ少年団事業 ⑩　自主活動グループ育成事業 ⑪　スポーツ大会等参加支援事業 ⑫　総合型地域スポーツクラブ支援事業	
その他	⑬　教育委員会が特に必要と認めたもの	

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

四万十町教育委員会　様

住　所
氏　名

四万十町教育委員会補助金交付申請書

　年度　四万十町教育委員会補助金（要綱第３条　別表（　）　　事業）の交付を受けたいので、四万十町教育委員会補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的及び内容

２　補助事業の経費の配分及び使用方法

３　補助事業の着手及び完了の予定期日
　　着手日　　年　　月　　日
　　完了日　　年　　月　　日

４　事業計画書　　別紙

５　補助申請額及び算出基礎　　別紙

６　収支予算書（又はこれに代わる書類）　別紙

７　その他参考となるべき事項

様式第2号（第５条関係）

四万十町教委指令　第　　号
住　所
氏　名

交付決定通知書

年　　月　　日付け　第　　号で申請のあった　　年度　四万十町教育委員会補助金（要綱第３条　別表（　）　　事業）に対し、下記の条件を付して金　　円を交付する。

年　　月　　日

四万十町教育委員会

記

条　件

１　補助金は、申請に係る補助事業に使用し、目的以外の経費に流用してはならない。
２　補助事業を廃止又は中止する場合は、教育委員会の承認を受けること。
３　予定した期日に事業が完了しないと認められるとき、又は事業遂行が困難となったときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けること。
４　補助事業により取得し、又は効用を増加した財産は、他に譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。
５　補助事業が完了し、又は廃止の承認を得たとき、又は町の会計年度が終了したときは、教育委員会の指定する期日までに実績報告書を提出すること。
６　交付した補助金又は交付すべき補助金の額は、審査又は検査の後に確定する。
７　上記の条件に違反し、又は四万十町補助金等交付規則の定めに違反した場合は、補助金の全部又は一部につき、これを返還させることがある。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

四万十町教育委員会　様

住　所
氏　名

四万十町教育委員会補助金実績報告書

年　　月　　日付け四万十町教委指令第　　号で交付決定のあった　　年度　四万十町教育委員会補助金（要綱第３条　別表（　）　　事業）について、四万十町教育委員会補助金交付要綱第７条の規定により、実績報告をします。

記

１　補助事業の着手及び完了年月日

２　補助事業の成果

３　補助事業実施経過

４ 補助事業経費収支決算書　　**別紙**

５　その他　（教育委員会が定める書類）